入札参加停止業者一覧表

令和8年11月26日　時点

1	東京リネンサービス株式会社	3か月間	令和8年11月2日　～　令和9年2月1日	当該業者は、本市の「白衣等賃貸借」の入札で落札業者となったが、仕様書で指定した製品が納品できないことを理由に落札を辞退したため。
2	株式会社セラフ榎本	6か月間	令和8年11月12日　～　令和9年5月11日	当該業者は、関東地区に所在するマンションの管理組合が設計コンサルタント業務を設計コンサルタント業者に委託した上で、発注する大規模修繕工事ごとに、設計コンサルタント業者と受注等に関して協力し合う関係を構築するとともに、受注に関する調整を行い、大規模修繕工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 これにより、令和8年9月28日、独占禁止法第3条の規定の違反（不当な取引制限）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
3	株式会社翔設計	6か月間	令和8年11月12日　～　令和9年5月11日	当該業者は、関東地区に所在するマンションの管理組合が設計コンサルタント業務を当該業者に委託した上で、発注する大規模修繕工事ごとに、建設業者と受注等に関して協力し合う関係を構築するとともに、受注に関する調整を行い、大規模修繕工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 これにより、令和8年9月28日、独占禁止法第3条の規定の違反（不当な取引制限）を認定され、排除措置命令を受けたため。
4	川北電気工業株式会社　東京支社	2か月間	令和8年11月26日　～　令和9年1月25日	当該事業者及びその使用人は愛知県内の工事の見積前の現地調査において、感電の危険が生ずるおそれがあったにも関わらず、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じず、労働者が感電し死亡する事故を生じさせたとして、令和8年4月10日付けで半田簡易裁判所から、事業者が労働安全衛生法違反で、使用人が労働安全衛生法違反及び業務上過失致死により、それぞれ罰金刑の略式命令が下され、それぞれの刑が確定した。 また、建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、令和8年9月29日、国土交通省中部地方整備局長より3日間の営業停止命令を受けたため。